

1. 事業の必要性・概要

気候変動に関する政府間パネル（IPCC）第5次評価報告書によると、1880年から2012（平成24）年までの間に世界の平均地上気温は0.85度上昇し、気候変動は、全ての大陸と海洋において、既に自然及び人間システムに影響を与えているとされている。気候変動の影響は、我が国においても既に顕れつつあり、これに対して、気候変動影響のモニタリング、情報収集・分析・評価の実施、これらを踏まえた適応策の検討・実施を国内で総合的に実施する必要がある。

また、2020（平成32）年以降の気候変動に係る新たな法的枠組みの合意が予定されている2015（平成27）年12月の第21回気候変動枠組条約締約国会議（COP21）へ向けて、途上国は適応策及びその支援の重要性を主張しているため、合意に至るには、先進国が途上国の適応策実施を支援していく姿勢を明確に打ち出すことが交渉戦略上不可欠である。このため、我が国がアジア太平洋地域の適応の取組を促進するとともに、我が国で得られた気候変動影響や適応に関する科学的、技術的知見をIPCC等を通じて積極的に提供する等地域の適応に関する取組をリードすることが重要である。

本事業は、蓄積された知見、組織、ネットワークを活用し、国内では影響評価に基づき政府の適応計画の策定を進め、地方自治体における影響評価、ならびに自治体の策の実施を支援し、海外では、アジア太平洋地域等において地域の各国・自治体が適応策の策定及び実施を行うための包括的支援（脆弱性評価、適応策策定支援の他具体的な適応技術の導入）を行い、蓄積された科学的知見と共にこれらの経験を知見共有ネットワークを活用して国内外に共有するものである。

2. 事業計画（業務内容）

（1）国内適応計画策定・実施推進支援

- 政府全体の適応計画策定
- 環境省が取り組むべき適応策の検討
- 適応計画に関するPDCAサイクルの構築・実践
- 地方における適応計画策定支援
- 気候変動に関する知見の収集・整理
- 気候変動影響監視評価センターの運営

(2) アジア太平洋地域等における気候変動影響評価・適応推進支援

- アジア太平洋地域等の途上国の脆弱性評価
- 国家適応計画策定に関するガイダンス作成
- 我が国の適応技術を途上国に移転するための実証事業等

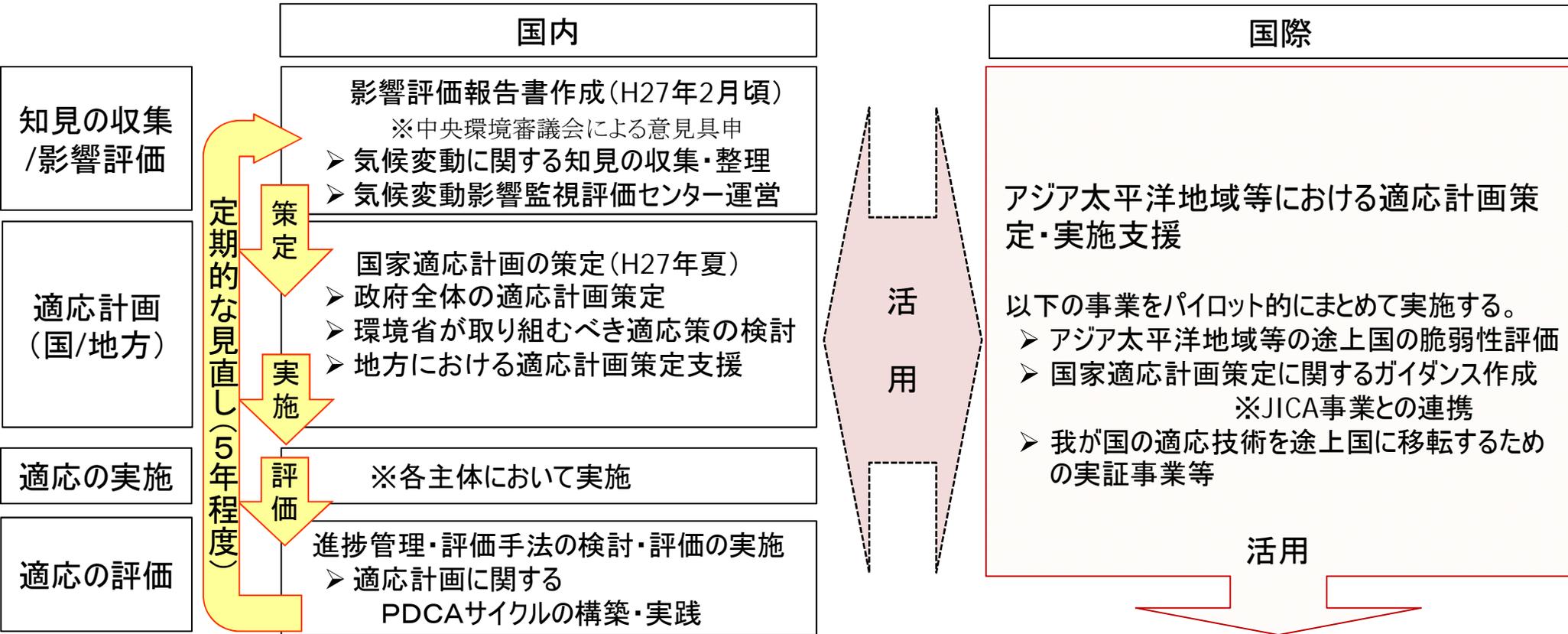
(3) IPCC 関連支援

- 関係各府省・機関及び専門家による国内検討会の開催
- IPCC 総会や次期報告書作成に向けた執筆者会合等への専門家の派遣

3. 施策の効果

- 気候変動による影響に関する科学的知見の普及による地方自治体・国民等の認識と理解の向上
- 国や地方における適応策の着実な推進による気候変動への適応能力向上
- アジア太平洋地域等の途上国における適応計画策定から適応策実施までの包括的支援
- IPCC 報告書作成への貢献等を通じた気候変動影響評価に関する科学的知見の強化

適応に係る取組みの全体像



- アジア太平洋地球変動研究ネットワーク(APN)によるアジア太平洋地域における研究活動支援【別予算】
- 世界適応ネットワーク(GAN)・アジア太平洋適応ネットワーク(APAN)の支援【別予算】
- IPCC関連支援
 - 関係各府省・機関及び専門家による国内検討会の開催
 - IPCC総会や次期報告書作成に向けた執筆者会合等への専門家の派遣